## 〇百々千園運営委員会(リスクマネジメント委員会)規定

(平成12年 月 日 第 号) 改正 平成14年9月1日 第 号

(目的)

第1条 この規定は、百々千園の運営及びリスクマネジメント委員会の活用に関する必要な事項 について定め、業務の円滑な執行と職員の資質の向上を図ることを目的とする。

(運営委員・リスクマネジメント委員)

第2条 運営委員のメンバーは、園長、事務員、生活相談員、介護支援専門員、介護福祉士(若 干名)、看護職員、栄養士、調理員とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、必要に応じて開催する。

2 委員会の議事運営については、議長は生活相談員、書記は事務員とする。

(協議事項)

第4条 百々千園の運営及びリスクマネジメントに関する協議及び園行事等の企画案の作成を協議する。

(その他)

第5条 この規定に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則

この規定は、平成12年5月7日から施行する。

附則

この規定は、平成14年9月1日から施行する。